

宮崎市写真アーカイブサイト構築運用業務 委託仕様書

1 業務名

宮崎市写真アーカイブサイト構築運用業務

2 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日（日）まで

※サイト構築後の一般公開は令和6年4月中を予定。検証用公開日程については調整のうえ決定する。

3 業務の目的

下記の目的を達成するために、宮崎市写真アーカイブサイトを構築し、市制100周年に向け、宮崎市の魅力を再発見できるような写真アーカイブサイトの作成を行うことにより、郷土愛の育成につなげていく。

- (1) 宮崎市が所有する画像データを歴史財産として、次世代へ伝承・活用する。
- (2) 様々な用途（観光、経済活動、教育、趣味）に応じて活用する。（商用利用についても、許可制にて使用可とする予定）

4 業務内容

受注者は、業務の目的等を達成するため、企画提案した内容について発注者と協議し、その意向を反映した上で、次の業務を行うものとする。

(1) 写真アーカイブサイトの構築

- ①写真アーカイブサイトのドメインを取得する際は、発注者と協議の上、行うこと。また取得するドメインの所有者は発注者であること。
- ②コンテンツマネジメントシステム（CMS）を使用して構築すること。
- ③作業計画書を作成してサイトオープンまでの作業スケジュールを明確にし、履行期限内に構築を行うこと。
- ④発注者からのアーカイブデータ（画像データ1000枚程度）提供を受け、それをもとにアーカイブサイトを構築すること。その際、1つの画像データに対し、オリジナルデータ（オリジナルデータが大きい場合は10MB程度）と縮小版データ（500KB程度）の2種類を作成し、アーカイブサイトに掲載すること。
- ⑤提供するアーカイブデータには、検索等に使用するタグ（各画像10個程度以内）を埋め込むこと。
- ⑥アーカイブサイト構築に必要なシステムやハードウェア等の調達（運用に使用するPC以外）については、受注者が提案すること。その際、サイトの更新、運用保守、レスポンスにも考慮すること。

（サイト運用に使用するPCのスペック：Intel Core i5-1135G7@2.4GHz・実装RAM 8GB・

Windows11 64bit)

- ⑦パソコン、スマートフォン、タブレットに対応した写真アーカイブサイトを構築すること。
- ⑧コンテンツのカテゴリ分け、利便性の良いナビゲーション、分かりやすいサイトマップなど、閲覧側にも更新側にも配慮した写真アーカイブサイト構築を行うこと。
- ⑨詳しい知識を持たない者でも、簡単に更新できること。
- ⑩閲覧者が必要な情報を簡単に検索できること。
- ⑪グーグルアナリティクスのトラッキングコードを埋め込むこと。
- ⑫特定の Web ブラウザやブラウザの拡張機能、別途インストールが必要な専用ソフトウェアに依存することなく利用が可能であること。
- ⑬英語対応のページを構築すること。なお、日本語版と全く同じ内容・ボリュームである必要はなく、英語圏の特色やニーズに合わせた内容とすること。
- ⑭利用規約について、発注者へ提案すること。
- ⑮十分な検証作業を行うこと。検証方法や内容については受注者が提案すること。

(2) サイトデザインの内容

ニーズやユーザビリティを考慮した一貫性のあるサイトデザインとすること。

(3) コンテンツの更新・運用体制

- ①写真アーカイブサイトの運用方法についてマニュアルを作成すること。
- ②ソフトウェア等のアーカイブサイト更新に必要な環境を提供すること。
- ③スムーズな運用ができるよう運用体制を構築すること。

(4) セキュリティ対策

- ①情報の機密性、完全性及び可用性を維持すること。
- ②不正アクセスに対し、情報漏えい、改ざんを防ぐ措置を施すこと。
- ③ソフトウェアが常に最新の定義ファイルに更新されるなど十分なウィルス対策を施すこと。
- ④サーバへのアクセスを接続元 IP アドレスで制限すること。
- ⑤写真アーカイブサイトのデータ保存場所は国内ストレージであること。
- ⑥SSLサーバ証明書を利用し、WEBサイト全体について常時SSL化すること。
(ドメインを取得する費用については、本委託費に含まれ、市の名義とすること。)

(5) 運用保守

- ①WEBサイトについては、常時システム異常の把握を行うこと。
- ②システム障害等が発生した場合には、バックアップにより復旧するなど速やかに対応すること。

5 次年度以降の契約内容について

次年度以降の契約（ランニングコスト）については、受託者により委託可能であることを前提に、下記の内容について、年度毎に契約を行う。

(1) 予算

年間限度額 277,000 円。

（サーバ利用料・CMS 保守費用・CMS アップデート対応等、その他アーカイブサイトの維持管理に関わるすべてを含む。）

(2) 運用保守等

- ・ 365 日（平日 8：30～17：15）の運用保守及び障害発生時の迅速な復旧対応。
- ・ 写真アーカイブサイト運用に必要なシステム及びハードウェアの提供。なお、提案内容により提供方法を考慮するものとする。
- ・ ソフトウェア等の写真アーカイブサイト更新に必要な環境の提供。
- ・ 発注者が提供する 100 枚程度の画像データについて、アーカイブサイトへアップロードし、指定するタグを埋め込むものとする。
- ・ ブラウザのアップデート対応や、セキュリティパッチの適用など、安全な写真アーカイブサイトの運用に必要な対応。
- ・ ウィルス対策、常時 SSL 化等、情報の機密性、完全性及び可用性の維持と、不正アクセスへの情報漏洩や改ざんを防ぐ措置

6 実施スケジュール

4 に規定する業務内容を履行期間内に実施し完了すること。なお、各業務の実施時期については発注者と受注者が協議のうえ決定する。

7 個人情報の取扱い

本業務の受託者は、本業務の実施に伴って取り扱う個人情報について、発注者の定める「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

8 成果品

受託者は、以下の成果物を電子データ（Word 形式と PDF 形式）及び印刷物（各 2 部）で宮崎市に提出する。

- (1) 写真アーカイブサイト設計書
- (2) 写真アーカイブサイト運用ガイドライン
- (3) アーカイブ更新作業マニュアル
- (4) 作業報告書

9 成果物の権利関係

- (1) 本業務の履行における構築した写真アーカイブサイトや、8-(1)～(4)に掲げる成果物(次の(2)において「成果物」という。)の所有権は、全て宮崎市に帰属するものとする。
- (2) 成果物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、受託者は当該著作物に係る受託者の著作物(同法第27条および第28条に規定する権利を含む。)を当該著作物の引渡し時に、宮崎市に無償で譲渡する。この場合において、受託者は、当該著作権の譲渡以降、著作人格権を行使しないものとする。

10 留意事項

- (1) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者の肖像権、所有権、著作権を侵さないこと。また、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら宮崎市の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、宮崎市は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を責任者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。
- (2) 本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏えいしないように十分注意すること。
- (3) 受託者の責に帰すべき理由により、宮崎市又は第三者に損害を与えた場合には、受託者がその損害を賠償すること。
- (4) 受託者は本業務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ宮崎市の承認を受けた場合には、業務の一部を委託することができる。

11 協議

この仕様書について疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、宮崎市と協議すること。